

津山市下水道排水設備指定工事店に係る処分等に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津山市下水道条例（昭和62年津山市条例第38号。以下「条例」という。）第2条第12号に規定する指定工事店に条例第9条の5に規定する指定の停止、取消し等の処分（以下「処分等」という。）を行う場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(処分等の対象となる行為)

第2条 処分等の対象となる行為は、指定工事店が別表第1の処分等の対象となる行為の欄に掲げる行為（以下「違反行為」という。）をしたと認められる場合とする。

(点数の計算)

第3条 市長は、指定工事店に違反行為があったと認めるときは、当該指定工事店に対し別表第1に掲げる違反行為の区分に応じ、同表の違反点数の欄に定める点数（以下「違反点数」という。）を付するものとする。

2 同時に同一の違反行為が複数件確認された場合に付する点数は、それぞれの違反行為に係る点数の合計とする。

3 1件の排水設備工事について2以上の違反行為等がある場合に付する点数は、それぞれの違反行為に係る点数の合計とする。

(違反行為の調査及び認定)

第4条 市長は、指定工事店に違反行為の疑いがあると認めるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査により、違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事店に対し、直ちに当該行為を是正するよう指導するものとする。

3 前項の場合において、市長は、当該指定工事店に対し、違反行為の是正に係る届出書の提出を求めるとともに、違反行為等の内容、付した点数その他必要な事項を通知するものとする。

(処分等の決定)

第5条 市長は、指定工事店の違反点数が別表第2に定める点数に達したときは、同表処分の内容欄に掲げる処分等を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は指定の一時停止処分を受けた指定工事店が当該一時停止の期間中に排水設備工事を施工したとき、又は指定工事店が津山市下水道排水設備指定工事店規則（平成10年津山市規則第32号。以下「規則」という）第4条各号の指定要件を欠くに至ったにもかかわらず、指定工事店辞退届を提出しなかったときは、当該指定工事店に係る指定を取消すものとする。

3 前2項の規定による指定の一時停止処分又は指定の取消処分は、規則第11条に規定する津山市下水道排水設備指定工事店等審査委員会の審議を経て行うものとする。

4 市長は、前項の規定により指定の停止又は取消しの決定をしたときは、当該指定工事店に通知するものとする。

5 第1項および第2項の規定による指定の取消処分を受けた指定工事店は、指定の取消処分が決定した日から2年間、新たに指定の申請をできないものとする。

(指定の一時停止期間中又は指定の取消後における施工)

第6条 市長は、指定の一時停止又は取消しを受けた指定工事店が現に施工している排水設備工事について、関係者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市長が指定する排水設備工事に限り、当該指定工事店に施工させることができる。

(違反点数の消滅)

第7条 違反行為等を行った指定工事店に付された点数は、次の各号のいずれかに該当したときにそのすべてが消滅するものとする。

(1) 指定の取消処分を受けたとき

(2) 指定の一時停止処分を受けた場合にあつては、指定の一時停止期間が満了する日の翌日から起算して1年間を経過する日までに新たに点数が付されなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、最後に点数を付された日から起算して1年間を経過する日までに新たに点数が付されなかったとき。

(指定の更新と指定の一時停止処分の関係)

第8条 指定の一時停止処分を受けた指定工事店が、一時停止期間中に新たな指定又は指定の更新を受けた場合においても、当該指定の一時停止処分の効力は継続するものとする。

(処分の報告等)

第9条 指定の停止又は取消しの処分を行った場合は、排水設備を設置する義務者に対し、契約した指定工事店が当該処分等を受けた旨を通知し、規則の定めるところにより公示を行うとともに、必要に応じて関係機関に通知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、指定工事店に対する処分等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（第2条・第3条関係）

処分等の対象となる行為	違反点数	条例・規則等
（1）工事施行の申込みを受けたとき、正当な理由がなくこれを拒む行為。	8	指定工事店規則第9条第2項第1号
（2）工事を不適正な工費で施行する行為。また、工事契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要な事項を明示しない行為。	6	指定工事店規則第9条第2項第2号
（3）工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる行為。	8	指定工事店規則第9条第2項第3号
（4）指定工事店として自己の名義を他の業者に貸与する行為。	6	指定工事店規則第9条第2項第4号
（5）市長の確認を受けずに排水設備工事を行う行為。	20	指定工事店規則第9条第2項第5号 （使用料の納入通知を伴うもの）
	10	指定工事店規則第9条第2項第5号 （使用料の納入通知を伴わないもの）
（6）工事を責任技術者の監理の下に設計、施行しない行為。	8	指定工事店規則第9条第2項第6号
（7）市長の指定したもの又は市長の検査に合格した材料を使用しない行為。	8	指定工事店規則第9条第2項第7号
（8）排水設備工事完了後、速やかに検査を受けない行為。	10	指定工事店規則第9条第2項第8号 （使用料の納入通知を伴うもの）
	6	指定工事店規則第9条第2項第8号 （使用料の納入通知を伴わないもの）
（9）工事完了後1年以内に生じた故障を、当該工事を施工した指定工事店の負担で修繕しない行為。（天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものを除く）	6	指定工事店規則第9条第2項第9号
（10）災害緊急時に、排水設備の復旧に関し市長から協力の要請があったとき、正当な理由なくこれに協力しない行為。	6	指定工事店規則第9条第2項第10号
（11）所属する責任技術者を管理、指導しない行為。	6	指定工事店規則第9条第2項第11号
（12）市長が必要と認めて指示した事項に従わない行為。	8	指定工事店規則第9条第2項第12号
（13）上記以外で下水道に関する法令、条例に違反する行為。	市長が定める点数	
（14）市長が指定工事店として不適当と認める行為。	市長が定める点数	

備考

- （5）に該当する場合、（8）の違反点数は加算しない。
- 指定工事店自らが申告し発見された場合の違反点数は、その2分の1を限度に減じることができる。

別表第2（第5条関係）

点数又は事由	処分の内容
20点	文書注意、顛末書及び改善書の提出
40点	指定の一時停止（30日）
50点	指定の一時停止（90日）
60点	指定の一時停止（180日）
70点	指定の取消し